

しちのへ 農業委員会 だより

通 巻 35号(30号令和2年4月)

発 行 七戸町農業委員会事務局

所 在 七戸町字森ノ上131-4

電 話 68-2967(直通)

農地利用最適化推進委員を募集します

農地利用の最適化の推進に熱意と職見のある方を募集します。

応募は、自薦・他薦を問いませんので、以下の募集要項をお読みにになり、ふるってご応募ください。

七戸町農業委員会 農地利用最適化推進委員 募集要項																					
募 集 対 象 者	<p>募集対象者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と職見を有する方で、担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動を適切に行うことができる方です。</p> <p>ただし、次に該当する方には資格がありません。</p> <p>① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方</p> <p>② 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの方、執行を受けなくなるまでの方</p>																				
定 数	7人																				
推 薦 及 び 募 方 法	<p>自薦または他薦のいずれでもかまいません。</p> <p>他薦の場合は、地区推薦または農業者が組織する団体等の推薦を得る必要があります。</p> <p>他薦のうち地区推薦の場合には、農業者等3人以上の連名による推薦となります。</p> <p>※「農業者が組織する団体等」とは、七戸町において農業者等で組織する団体で規約または定款があり代表者が定められた団体をいいます。</p> <p>※町役場内農業委員会事務局備え付けの所定の様式にご記入の上、持参または郵送により、下欄の申込先に提出してください。</p>																				
応 募 受 付 期 間	<p>令和2年4月1日(水曜日)～令和2年4月30日(木曜日) 必着</p> <p>・持参の場合は、4月30日午後5時まで提出してください。</p> <p>・郵送の場合は、4月30日の消印まで有効です。</p> <p>※申込状況により募集期間を延長する場合があります。その場合はホームページで公表します。</p> <p>※受付は、土・日・祝日は除きます。</p> <p>(応募の状況は4月17日頃、七戸町ホームページで公表します。)</p>																				
委 嘱	<p>当推進委員は七戸町農業委員会が委嘱します。委嘱にあたっては、委員会総会にて応募者の中から候補者を選考します。</p> <p>委嘱は、法令の規定を準用して次のように行います。</p> <p>① 町内の担当区域と区域ごとの人数を下表のとおり定めて委嘱します。</p> <table border="1" data-bbox="491 1525 1374 1675"> <thead> <tr> <th>担当区域</th> <th>委嘱人数</th> <th>担当区域</th> <th>委嘱人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天間地区1(1班)</td> <td>1人</td> <td>七戸地区1(5班)</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>天間地区2(2班)</td> <td>1人</td> <td>七戸地区2(6班)</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>天間地区3(3班)</td> <td>1人</td> <td>七戸地区3(7班)</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>天間地区4(4班)</td> <td>1人</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※区域図はホームページ又は農業委員会でご確認ください</p> <p>② 農業委員会の委員との兼務はできません。</p>	担当区域	委嘱人数	担当区域	委嘱人数	天間地区1(1班)	1人	七戸地区1(5班)	1人	天間地区2(2班)	1人	七戸地区2(6班)	1人	天間地区3(3班)	1人	七戸地区3(7班)	1人	天間地区4(4班)	1人		
担当区域	委嘱人数	担当区域	委嘱人数																		
天間地区1(1班)	1人	七戸地区1(5班)	1人																		
天間地区2(2班)	1人	七戸地区2(6班)	1人																		
天間地区3(3班)	1人	七戸地区3(7班)	1人																		
天間地区4(4班)	1人																				
主 な 活 動	<p>担当する区域において、農業委員会の委員と連携し次のような活動に従事していただきます。</p> <p>① 農地の権利移動等に係る申請地の現地確認</p> <p>② 遊休農地の発生防止、解消に向けた農地パトロール</p> <p>③ 農業者の意向確認などの調査員活動</p> <p>④ 農地中間管理機構と連携した農地の出し手・受け手の掘り起こし活動</p> <p>⑤ その他農業委員会が必要とする活動</p>																				
任 期	委嘱の日から～令和5年7月																				
報 酬	<p>月額10,600円</p> <p>現地調査・会議出席等の際には町条例に基づき交通費が支給されます。</p>																				
問 合 せ 先	<p>〒039-2792 七戸町字森ノ上131番地4</p> <p>七戸町役場 農業委員会事務局</p> <p>☎0176-68-2967 直通</p>																				

農業者年金受給者の皆様へ

【現況届提出のお願い】

5月後半頃から、独立行政法人農業者年金基金より現況届用紙が送付されます。

現況届は、年金を受給する資格があるか否かについて、農業者年金基金法の定めるところにより、毎年1回確認するものです。

同封の現況届用紙に必要な事項を記入・署名のうえ、令和2年6月中に、本庁舎農業委員会・七戸庁舎支所庶務課に提出してください。

なお、期限内に提出がなかった場合は11月の支払いから提出されるまでの間、年金の支払いが差し止めとなりますので、お忘れにならないよう十分ご注意ください。

※現況届用紙は機械で読み取りますので、用紙を汚したり折り曲げたりしないようご注意ください。

【よくあるお問い合わせ】

◎記入を間違った場合は？

- ・間違ったところは、2本線を引き、余白に書き直してください。訂正印は不要です。

◎用紙を紛失したり、汚してしまった場合は？

- ・農業委員会で『手書き用現況届』に記入し提出してください。

◎受給者の方がお亡くなりになっている場合は？

- ・現況届の提出は不要です。死亡届等の手続きをお近くのJA（農業協同組合）で行ってください。

◎住所変更をした場合は？

- ・現況届は、新しい住所地の農業委員会に提出してください。また、住所変更の手続きをお近くのJA（農業協同組合）で行ってください。

【提出する前にお読みください】

1. 同封している現況届用紙の自己チェックを記入し、支給停止事由に該当しないことを確認のうえ、現況届の「受給権者の欄」（代理人の方が記入する場合は「代理人の欄」も）に自署してください。
※ 農業経営を再開しているなど、支給要件を満たさないまま受給し続けているケースが見受けられるため、毎年の現況届の提出に併せて確認・記入をお願いするものです。自己チェックが漏れていると現況届は受理できませんので、記入漏れ・記入誤りがないよう、ご注意ください。
2. 農地等を新たに取得または借り入れたり、貸し付けていた農地等の返還があったり、農業経営を再開している場合等で支給停止事由に該当する場合には、同封の現況届は提出できません。
3. 農地等の返還を受けて新たな経営移譲先が見つからない場合は、農地中間管理機構に貸し出すことについて、農業委員会にご相談ください。
4. ①農業所得の納税申告名義、②経営所得安定対策等交付金の申請名義、③農業共済（NOSA I）の加入名義が経営移譲等の相手方に変更等されていない場合は、経営移譲年金及び特例付加年金の裁定取り消し又は支給停止となることがありますので、変更等されていない方は農業委員会にご相談ください。
支給停止事由に該当する場合には、「支給停止事由該当届」の提出が必要となりますので、農業委員会にご相談のうえ、お近くのJA（農業協同組合）に届出して下さい。

農地の転用について

【農業用施設等（200㎡未満）の設置する場合】

「自己所有の農地の一部に農業用施設（農機具置場や倉庫などの建築物、農地進入路、水路等）を設置したいのですが、手続きが必要ですか？」などのお問い合わせがあります。

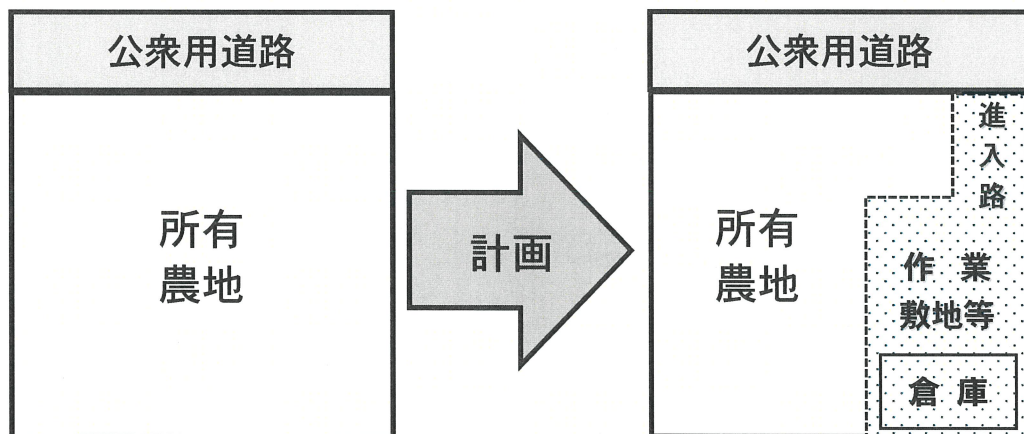
①どのような計画か、ご相談ください

所有する農地に農業用施設を設置する場合、設置敷地部分の面積が200㎡(2アール)未満であれば、農地法施行規則第29条第1号により、農地転用規制の特例規定により農地転用許可は不要ですが、届出が必要となりますので、まずはどのような計画かをお知らせください。

※土地所有者が死亡している場合（施工主の父(亡)が所有者などの場合）は、相続登記を完了しておく必要があります

※200㎡以上の場合は農地法第4条許可が必要となりますので、別途ご相談ください

例えば、以下のような設置をした場合は  の部分が200㎡未満である場合となります。



(注)

網掛け部分にかかる点線は、届出書に添付する設計図等で敷地面積として判断した境界となります。

相談の際に、当該農地が「農業振興地域内の農用地区域内(青地)」にある農地である場合は、「用途変更」の事前手続きや「開発行為」の許可が必要となりますので、七戸町農林課にお問い合わせください。用途変更とは、「農地」から「農業用施設用地」となることです。

また、当該農地が各土地改良区の所管区域となっている場合、その農地に対する同意が得られるかなどの事前確認も必要となる場合がありますので、ご注意ください。

②届出書による手続き

上記①の相談を受け、200㎡未満の農業用施設等であると判断できた場合は、県の許可は不要ですが、農業委員会への届出が必要となりますので、下記の手続きを行ってください。

届出は委任状があれば、本人でなくてもできます。

- 1.「農地の転用(農業用施設等)届出書」等必要書類一式を農業委員会へ提出
- 2.農業委員会から「受理通知書」を10開庁日以内に交付(送付)。
- 3.着工して、予定期間内(変更含む)に完成し、農業委員会へ報告。





全国農業新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS



全国農業新聞の購読をしてみませんか

農業者の公的代表機関である農業委員会組織が発行する農業総合専門誌です。「週刊」という一週間の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。また、多くの読者の皆様に満足していただけるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。さらに、全国47都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などの提供に努めています。



週刊

金曜日発行

月 700円
年 8,400円

(消費税込)

購読の申込は農業委員また農業委員会事務局へお気軽に連絡ください!

相続等によって農地の権利を取得した時は?

農地の権利を相続等により取得した場合は、農業委員会へその旨を届けなければなりません。

◎届出を要する方

農地法の許可を要せず農地の権利を取得した場合
(所有権、地上権賃貸借など)

◎届出の時期

権利を取得したことを知った日から概ね 10ヶ月以内



- ◎編集委員長 中村 博徳
- 編集副委員長 佐々木 信幸
- ◆編集委員 鳴海 美名子
天間 俊一
工藤 章



七戸町の
ニツ森貝塚を
世界遺産に!